

小牧市歴史講座

奥平家と菅沼家～奥三河の国衆はどう動いたか

令和6年11月23日(土)

新城市設楽原歴史資料館

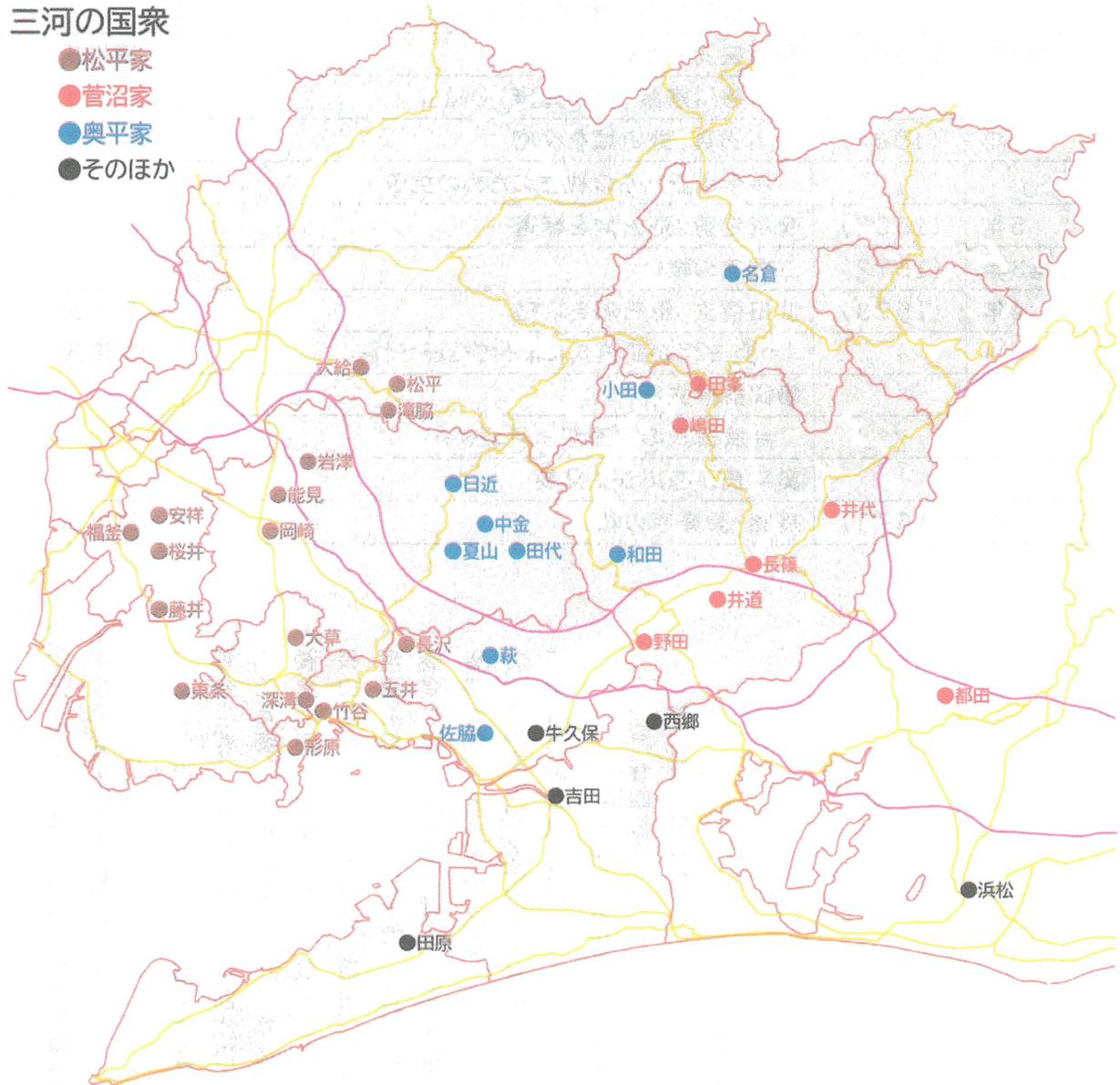
館長 湯浅大司

はじめに

奥平家と菅沼家が発祥した地

三河の国衆

- 松平家
- 菅沼家
- 奥平家
- そのほか



戦国奥三河における3つの転換点

永正5年	(1508)	長篠城築城	今川氏
12年	(1515)	野田城築城	
享禄2年	(1529)	今橋城(吉田城)攻め	
		⇒東三河の国衆が松平清康の配下に加わる	松平氏
		宇利城の戦い	
		⇒三河国の松平家のもとで統一が果たされる	
天文4年	(1535)	①守山崩れ	今川氏
		⇒松平氏の弱体化により、流動化する	
永禄3年	(1560)	②桶狭間の戦い	徳川氏
		⇒徳川家康(松平元康)の独立	
4年	(1561)	今川氏真、野田城を攻略	
		⇒今川氏からの独立のための抗争	
5年	(1562)	菅沼定盈、野田城を奪還	
元亀3年	(1572)	三方原の戦い	徳川氏 武田氏
4年	(1573)	武田信玄、野田城を攻略	
		⇒奥三河が武田氏によって支配される	
		③武田信玄没	
		⇒武田氏の支配が一旦弱まる	
		奥平氏が徳川氏に帰属	
天正3年	(1575)	長篠・設楽原の戦い	徳川氏

(永禄五年)七月二十四日 松平元康、菅沼定盈に三河国富永郷などの本領を安堵する。

二二七 松平元康判物 菅沼家文書

一 富永之郷 塩谷之郷 矢部片山之郷

一 吉田之郷 宇利之郷 八名井之郷

一 養父之郷 楽筒之郷 多米当之郷

一 長山之郷 小屋敷方 石田 得貞

一 河田之郷 いな木村之郷 江村之郷

一 橋尾之郷 麻生田之郷 三橋之郷

一 東条之郷 宮地之郷之事

右、為御本地知之条、不可有相違、新知者任先判、聊不可有異儀者也、仍如件

松平蔵人佐元康(花押)

七月廿四日

菅沼新八郎殿参

(愛知県史 資料編11)

(元龜三年)七月三十日 武田信玄、奥平定能に三河・遠江兩国内
所領を安堵する。

八〇四 武田信玄判物写 松平奥平古文書写

定

一 東三河三方へ相渡上者、可停他之綺之事

一 西三河之内被拘来之本地不可有相違事

一 遠州之内旧領無異儀可被相拘候事

一 遠州あたこの郷之事

一 牛窪本領不可有相違候、但近年除菅沼新八郎之地之事

付新地之儀者、三方有談合可有配当之事

元龜三年壬申

七月晦日 信玄判

奥平美作守殿

(愛知県史 資料編11)

(天正元年)六月三十日 武田勝頼、奥平定能に三河国山中三村な
ど、菅沼満直・同貞吉に遠江国の初老を安堵する。

八八九 武田勝頼判物写 松平奥平古文書写

定

一 遠州之内新所五百貫・高部之内百貫、并西三河之内山中七村山

形原分千貫文者、累年被拘来之由候間、可為奥平美作守計之事

一同州高部之内百貫文菅沼伊豆守、百貫文菅沼刑部丞、如年来可

被相拘候事

一同州高部之内百貫文菅沼伊豆守、百貫文菅沼刑部丞、如年来可
被相拘候事

附、百貫野田領・百貫西郷領者、追而可成下知事

一 東三河牛久保領之内、菅沼刑部丞・奥平美作守雖被申旨候、三

方衆之事ハ相互二閣遺恨、無入魂而不叶儀候間、拗是非三方談

合上、牛久保領無増減可有配分之事

附、畢竟之附之倚学道柎・鈴木口上之事

以上

六月晦日

勝頼判

菅沼右近助殿

同名刑部丞殿

奥平美作守殿

(天正元年)七月七日 武田勝頼の臣長坂光堅い、奥平貞能に三河
国が沈静化したことを聞き、駿河国出陣などを伝える。

八九一 長坂光堅書状写 松平奥平古文書写

倚学被差越候条、山三兵令談合、如形相調差返申候、少々雖不合

御存分儀候、無御異儀御落着肝要候、其表静之由可然候、爰元之

儀御隠居様御煩如此筈二候、始穴山紋・典厩事、過半駿州へ出陣、

地利普請最中二も諸事令期来信之時候、恐々謹言

追而山三兵就御普請、駿州へ出陣之間無御拵候、道紋へも此

由頼入候、以上

七月七日

釣閑齋光堅判

奥平美作守殿 御報

(天正元年)八月二十日 徳川家康、奥平定能・信昌に三河・遠江国の所領を安堵し、新知行を与えることを誓約する。

九〇一 徳川家康起請文写 譜牒余録卷二七

敬白起請文之事

一 今度申合候縁辺之儀、来九月中二可有祝言候、如此ノ上ハ、御進退善悪共二見放申間敷事

一 田嶺跡職、同菅沼常陸守・同新次郎・同伊賀・林紀伊守、其外諸親類・諸被官知行并遠州知行共二渡進之候、然者彼知行之内、松平備後守・菅沼十郎兵衛・同藤三を始、其外方々へ随出置候、田嶺跡職一円二其方へ進置候上ハ、一所も無相違、則当所務より渡可申事、付、野田へ之儀、筋目次第可申付事

一 長篠諸職、同諸親類・諸被官、遠州知行共二渡進之候、付、根田、かうち、御渡野、大塚、如先々返可申事

一 新知行三千貫進置候、此内半分三州にて、半分ハ遠州河西にて、合三千貫文、以本帳面当所務より渡可進事

一 三浦諸職之儀、氏真へ御断申届可申合事

一 信長御起請文取可進之候、信州伊奈郡之義、信長江も可申届事、付、質物替之事、相心得候事

(以下略)

西郷家



奥平家



設楽家



菅沼家

